

## 国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

### ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より野田ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」実施に伴い、2026年8月検針分から2026年10月検針分（2026年7月使用分から2026年9月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

#### 1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月 （税込み）

年月(検針月)	2026年		
	8月検針分 (7月使用分)	9月検針分 (8月使用分)	10月検針分 (9月使用分)
ガス料金(1m <sup>3</sup> あたり)	14.0円	18.0円	14.0円
電気料金 (1kWhあたり)	3.5円	4.5円	3.5円

（対象外となるお客さま）

- ・ガス料金：年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）。
- ・電気料金：特別高圧電気をご契約のお客さま。

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2026年9月1日需給開始、2026年9月10日検針の場合、その電気料金には3.5円/kWhの値引きを適用）

#### 2. 標準家庭における影響額 （税込み）

	2026年8月・10月検針分	2026年9月検針分
ガス料金	14.0円×30m <sup>3</sup> = <b>420円</b>	18.0円×30m <sup>3</sup> = <b>540円</b>
電気料金(低圧)	3.5円×400kWh = <b>1,400円</b>	4.5円×400kWh = <b>1,800円</b>

※上記は、月あたりガス使用量30m<sup>3</sup>、電気使用量400kWhの場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。